#### 山梨県内で会社を設立される方を応援します!

# 令和4年度 やまなし創業チャレンジ応援補助金

【こんな方がお使いいただける補助金です!】

- ・山梨県内で新たに会社を設立したい。
- ・個人で事業をしてきたけど、そろそろ法人化したい。
- ・ずっと都内で仕事をしてきたけど、独立して、山梨で会社を設立したい。

株式会社設立の場合、

最大285,000円

合同・合名・合資会社の場合 最大190,000円



#### 募集期間

令和4年4月11日(月)~令和5年3月10日(金)<u>※期限内に申請書類の提出が必要です。</u> (必ず裏面の注意事項をご確認ください)

#### 補助対象者

市町村が実施する特定創業支援等事業(※)を活用して登録免 許税の軽減措置を受けて、令和4年4月1日以降に会社を設立し た者であって、山梨県内に本社を有する会社の代表者

# ※特定創業支援等事業とは・・・

市町村が策定する創業支援等事業計画に基づき、1ヶ月以上かつ、4回以上にわたり実施される経営、財務、人材育成、販路開拓の知識が全て身につく特定の講座・セミナー、または商工会等が実施する個別相談。

#### 補助対象経費

※4月1日以降に要した経費が対象

補助区分	補助限 度額	補助対象経費
株式会社	285 千円	○内容 会社設立に要する費用 ○対象経費 会社を設立した日が属する年度に要した次の経費 ・会社設立登記に係る登録免許税(軽減措置後の額) ・定款承認の手数料 ・定款承認の収入印紙代 ・定款の謄本交付手数料 ・司法書士・行政書士等への報酬 ・会社印鑑作成代 ・印鑑証明書代
合同会社 合名会社 合資会社	190 千円	

# 手続きの流れ

市町村:特定創業支援等事業を受講

・市町村から修了証明書受領



法務局:軽減措置を受けて設立登記



- ・設立までにかかった経費の証拠 書類を整備(4/1以降)
- ・登記から30日以内に申請

※登録免許税の軽減措置を受けていないと対象外

本補助金の交付申請



交付決定及び額の確定



請求書の提出



補助金支払い

# 詳細ホームページ

やまなし創業チャレンジ応援補助金

検索

https://www.pref.yamanashi.jp/seichosa ngyo/sougyo-challenge.html



#### お問い合わせ

400-8501 甲府市丸の内1-6-1 山梨県産業労働部 成長産業推進課 起業・経営革新担当

TEL: 0 5 5 - 2 2 3 - 1 5 4 4

# ※募集期間についての注意事項

- ・本補助金は、会社を設立した日から起算して30日を経過する日または令和5年3月10日のいずれか早い日を申請期限 (書類必着)としており、3月11日以降の会社設立は申請を受け付けることができません。
- また3月10日までに会社設立が完了していても、申請書類が県に到達していなければ、申請を受け付けることはできません。
- 仮に来年度に本補助金が継続となっても、前年度中の会社設立は補助対象となりません。(来年度の実施の有無については、お電話にてご照会ください。)
- よって、3月11日~3月31日の設立は、補助金の対象とならないことになります。
- また、申請の前提条件となる特定創業支援等事業は、通常 1ヶ月以上の継続となり、また登記の申請についても少な くとも1週間程度は見込む必要があります。
- よって、2月頃から特定創業支援等事業を受け始めたとしても、補助金の申請が間に合わない恐れがあります。
- 本補助金を申請する場合は、スケジュールに余裕を持って、 特定創業支援等事業、設立登記、県への申請までを計画してください。
- なお、<u>3月中の申請予定となる場合は、予め県成長産業推</u> 進課に連絡をいただきますようお願いいたします。